

## 第7章

---

障がい福祉課

事業概要

## 第1節 障がい者福祉対策

### 1 第4次青森県障害者計画の推進

#### 計画の位置付け

- 障害者基本法（第11条）に基づき、国の障害者基本計画を基本として県が定める計画
- 本県の障がい者施策を推進するための基本的指針となる総合的な計画

#### 計画の概要

##### (1) 基本理念

【住み慣れた地域で、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し、ともに暮らせる共生社会づくりをめざす】

##### (2) 計画期間

令和5年度～令和8年度（4年間）

##### (3) 各分野に共通する横断的視点

- 合理的配慮への理解促進
- 心のバリアフリーへの理解促進
- さまざまな場面での機会の確保

##### (4) 推進体制

進捗状況の管理・評価  
障がい者施策推進協議会による実施状況の評価

#### 施策の柱（分野別）

##### 1. 障がい・障がい者への理解促進と共生

障がい・障がい者への理解促進、広報・啓発

##### 5. 教育の充実

特別支援教育の充実、理解・啓発の推進、教員の資質の向上

##### 2. 生活支援の充実

利用者本位の生活支援体制の整備、障がい者の権利擁護の推進、障害福祉サービスの充実、地域生活支援サービスの充実等

##### 6. 雇用・就業の促進

雇用の促進と職場定着、障がい者の職業能力開発の推進、一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化

##### 3. 生活環境の充実

ユニバーサルデザインの普及と福祉のまちづくりの推進等

##### 7. 情報バリアフリー化と多様な他者とのコミュニケーションの推進

##### 4. 保健・医療の充実

精神保健福祉対策等の推進、障がいのある子どもなどの支援等

##### 8. スポーツ・文化・芸術活動への参加

スポーツ活動・文化・芸術活動への参加機会の拡大

## 2 青森県障がい福祉サービス実施計画（第7期計画）の推進

#### 計画の概要

##### (1) 計画の位置づけ

- 障害者総合支援法第89条第1項に基づく都道府県障害福祉計画及び児童福祉法第33条の2第1項の規定に基づく都道府県障害児福祉計画
- 第4次青森県障害者計画の「生活支援の充実」に掲げる障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画

##### (2) 計画期間

令和6年度～令和8年度（3年間）

##### (3) 基本理念

【住み慣れた地域で、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し、ともに暮らせる共生社会づくりをめざす】

##### (4) 基本的目標

- ① 障害者支援施設及び精神科病院からの地域への移行の推進
- ② 障がい者が自立し安心した生活を送るための福祉施設から一般就労への移行の推進
- ③ 障がい児等が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の強化
- ④ 障がい者が安心した生活を送るための相談支援体制の充実と専門性の高い人材の育成

#### 計画でめざす主な内容

##### (1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

成果目標	R8
拠点等の整備箇所数の増加	6か所

拠点の例

体験利用

体制づくり



##### (2) 福祉施設入所者の地域生活への移行

成果目標	R8
施設入所者の地域移行の人数の増加	143人
施設入所者数の減少	2,312人

※障がい者の地域生活を支援するため、相談・福祉サービス体験利用・緊急時対応などの機能を集約化したもの

##### (3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標	R8
1年以上の長期入院患者数の減少	1,622人
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の増加	325.3日

##### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標	R8
福祉施設から一般就労への移行者数の増加	184人
就労定着支援事業の利用者数の増加	24人

##### (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

成果目標	R8
児童発達支援センターの設置	各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上設置
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	各市町村又は圏域で構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保

### 3 障がい者差別解消への対応

#### 障害者差別解消法

##### 法の概要

- 平成28年4月1日、障害者差別解消法が施行。
- 国及び地方公共団体等の行政機関と事業者に対して、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務付けられた。
- 「不当な差別的取扱いの禁止」は、行政機関も事業者も法的義務、「合理的配慮の提供」は、行政機関は法的義務、事業者は努力義務。
- 令和3年6月4日、過重な負担がない範囲での「合理的配慮の提供」を事業者に義務付ける改正障害者差別解消法公布。（施行日：令和6年4月1日）

##### 定義

- 「障がい者」とは、身体障がい・知的障がい・精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「社会的障壁」とは、障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

#### 障がい者差別解消への対応

- 職員対応要領の制定
  - 県職員が障がい者に対して適切な対応をするため、職員対応要領「障がいのある方への配慮マニュアル」を制定（平成28年3月）
  - 知事部局のほか、病院局、教育委員会、警察本部でも制定
- 相談体制・紛争防止の体制整備
  - 障がい者やその家族等からの相談に的確に応ずるため、障がい者差別解消相談窓口を「青森県身体障害者福祉センターねむのき会館」に設置（平成28年4月）
  - 相談等（問合せ等も含む）の件数 40件（令和5年度）
- 障がい者差別解消支援地域協議会の設置
  - 地域における関係機関が相談事例等の共有・協議を通じて、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、青森県障がい者差別解消支援地域協議会を設置
- 県民への啓発
  - 県のホームページ（常時）
  - 県広報ラジオ（月1回）
  - 障がい者団体が開催する会議や県民の集会等に直接出向く出前トークなどの場において、法の趣旨等の説明（随時）

3

### 4 障がい者虐待への対応

#### 障害者虐待防止法

##### 法の概要

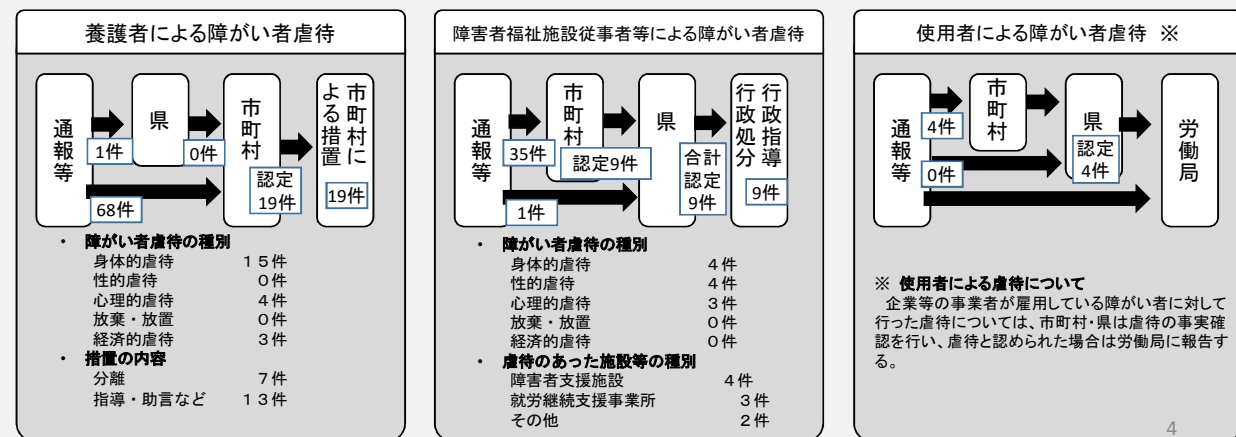
- 平成24年10月1日、障害者虐待防止法が施行。
- 市町村は「障がい者虐待防止センター」として、養護者や障害者福祉施設従事者による虐待通報の受理、養護者等への相談対応等を行う。
- 県は「障がい者権利擁護センター」として、使用者虐待の通報の受理、市町村への助言・援助等を行う。

##### 定義

- 「障がい者」とは、身体・知的・精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障がい者虐待」とは、①養護者による障がい者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待をいう。
- 障がい者虐待の類型は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置、⑤経済的虐待の5つ。

#### 障がい者虐待への対応

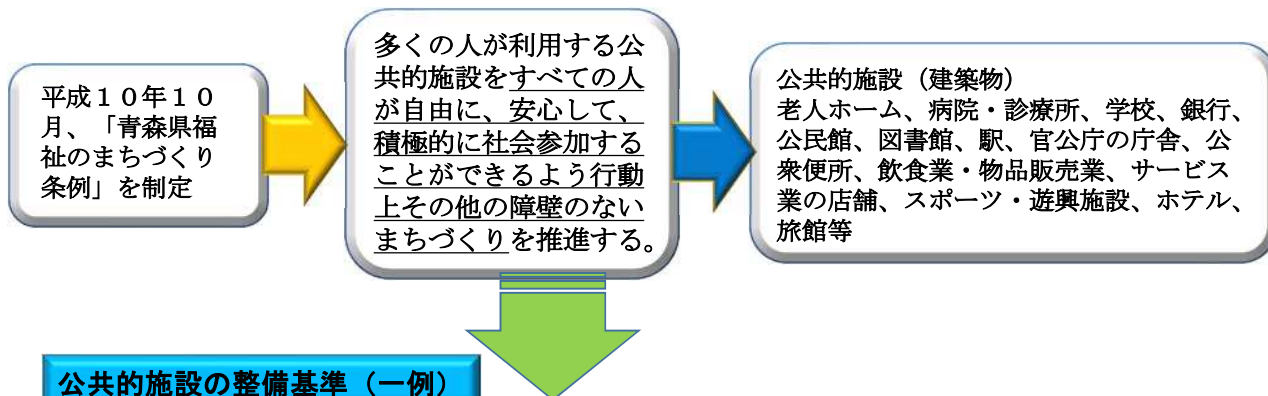
件数は令和4年度の状況



※ 虐待種別が重複するため合計は認定件数と一致しない場合がある。

4

## 5 福祉のまちづくりの概要



整備項目	整備基準
駐車場	車いすの方などが利用できるスペースを出入口に近い場所に1ヵ所以上設ける。
通路	車いすなどでも利用できるよう、できるだけ段差をなくし、視覚障がい者誘導ブロックや注意喚起用ブロックを設ける。
出入口	広いスペースを確保するほか、分かりやすい案内板や視覚障がい者用ブロックを設ける。
廊下	十分な幅(120cm以上)をもたせるとともにすべりにくくする。段差のある箇所にスロープを設置する。
階段	手すり(両側)や視覚障がい者注意喚起用ブロックを設ける。
トイレ	車いす使用者用トイレを1ヵ所以上設置し、出入口等の幅を80cm以上とする。車いす使用者用トイレには、誰でも利用できる旨を表示する。

## 6 障がい者スポーツの振興

### 青森県障がい者スポーツ大会

- ・令和5年度は、8月27日（日）に開催
- ・競技参加者1,200人、役員及びボランティア等500人が参加

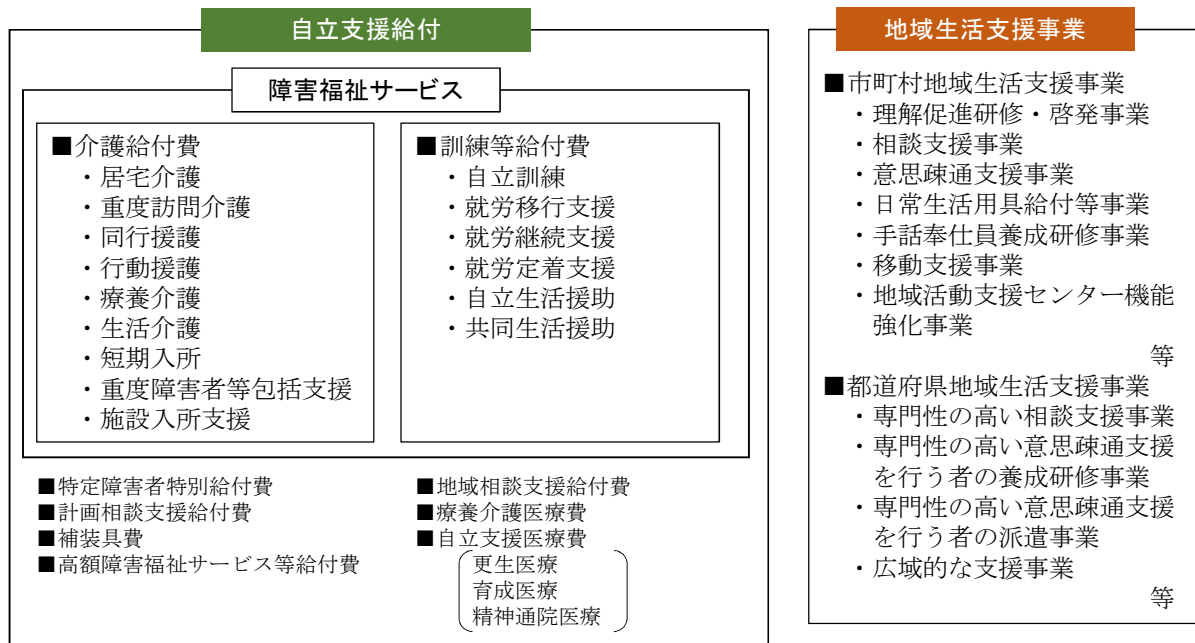
### 全国障害者スポーツ大会

- ・令和5年度は、特別全国障害者スポーツ大会の北海道・東北予選会へ選手を派遣
  - 知的障害者バスケットボール
  - 車いすバスケットボール
  - ソフトボール
  - グランドソフトボール
  - 聴覚障害者バレーボール
  - 精神障害者バレーボール
- ・鹿児島県で行われた全国大会（10月28日～30日）へ選手49人及び役員35人を派遣

7 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

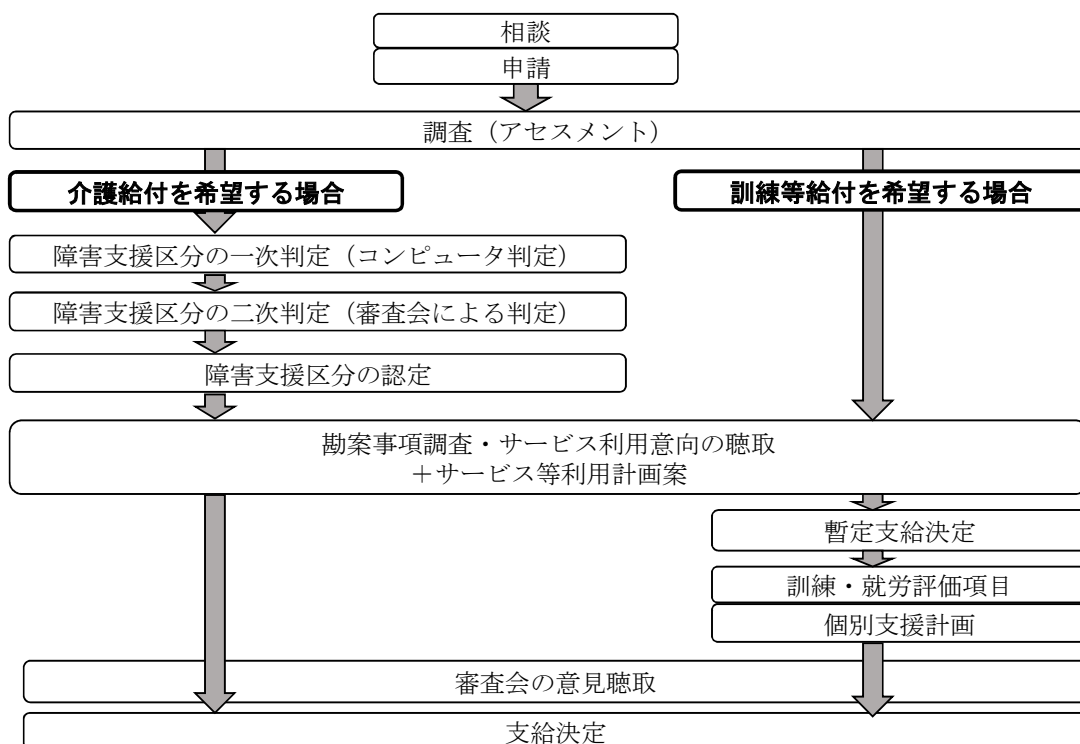
障害者総合支援法による支援内容

障害者総合支援法によるサービスの全体像は以下のとおりとなっている。



障害福祉サービス利用の手続き

障害福祉サービスの利用を希望する場合は市町村に申請し支給決定を受ける必要がある。利用の申請から支給決定までの手続きは以下のとおりとなっている。

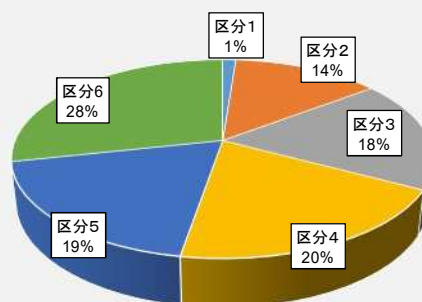


### (1) 障害支援区分認定の実施状況等

障害支援区分の認定に当たっては、各圏域に市町村審査会が設置されており、同審査会において、障害支援区分の審査及び判定を行っている。

市町村においては、同審査会による審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行い、障害福祉サービスの利用を決定している。

障害福祉サービス利用者全体に占める  
障害支援区分ごとの割合(令和6年3月末)



### (2) 障害者介護給付費等不服審査会及び障害児通所給付費等不服審査会

県及び市町村が行った介護給付費等の処分に係る審査請求を審理するため、「青森県障害者介護給付費等不服審査会」及び「青森県障害児通所給付費等不服審査会」を県に設置している。

〔設置年月日〕 (障害者介護給付費等不服審査会) 平成18年6月8日

(障害児通所給付費等不服審査会) 平成28年11月15日

〔委員数〕 各審査会 5名以内

(障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者で構成。) 9

### (3) 障害福祉サービス事業所等の指定状況等

障害者総合支援法の施行により、平成24年度から、身体障がい、知的障がい、精神障がいの三障がい共通の仕組みで障害福祉サービス事業所等によるサービスが提供されている。

県では、青森市及び八戸市を除く地域において事業を実施する事業所等を所管し、指定等を行っている。(青森市及び八戸市において事業を実施する事業所等については、各市が所管し、指定等を行っている。)

県が所管する障害福祉サービス等の事業所数は、令和6年4月1日現在で、

- 居宅介護、重度訪問介護等の介護給付を行う事業所が659事業所
  - 自立訓練、就労移行支援等の訓練等給付を行う事業所が354事業所
  - 地域移行支援、地域定着支援の相談支援を行う事業所が78事業所
- であり、合計で1,091事業所となっている。

### (4) 自立支援医療(更生医療)の給付

- ・日常生活能力の回復や職業能力の向上を図るため、身体上の障害を除去又は軽減することを目的としている。
- ・令和5年度は、延べ55,058件、2,461,858千円を給付した。

### (5) 補装具の給付

- ・身体障がい者(児)の身体の欠損、機能の損傷を補い、日常生活又は就業活動を容易にするための、義肢、車いす、補聴器、装具等を給付する。
- ・令和5年度は、延べ3,962件、462,181千円を給付した。



### (6) 障害福祉サービス事業者等に対する指導等の状況

障害福祉サービス利用者の利益保護、障害福祉サービス事業者運営の適正化を図る観点から、令和5年において、59事業所を対象として実地指導を実施した。なお、全事業所を対象とした集団指導は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、集合形式での開催を中止し、書面開催（ホームページへの資料掲載）とした。

また、市町村の障害者自立支援給付費等事務が適正かつ円滑に行われるよう、20市町村を対象として実地指導を実施した。

### (7) 障害者自立支援給付費負担金

障害者総合支援法に基づき、障がい児者を対象に市町村が支給する介護給付費及び訓練等給付費等に要する費用の25%（法定負担率）を負担している。

令和5年度の実績は、8,872,881千円である。

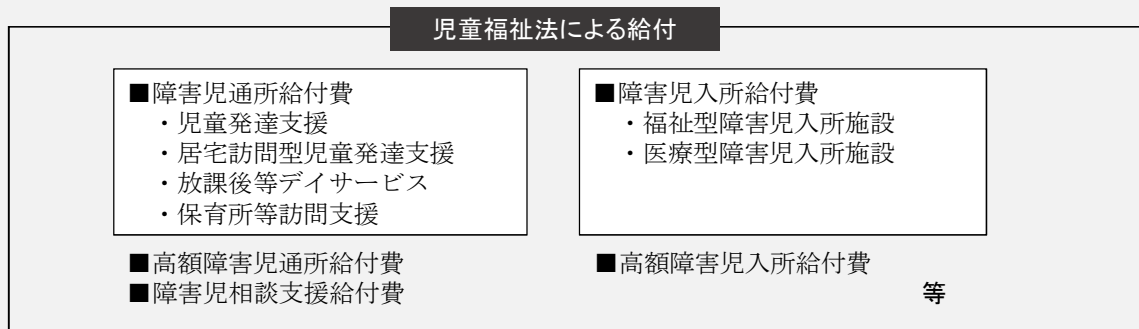
<内訳>

・ 障害福祉サービス費等	8,653,932千円
・ 相談支援給付費等	149,484千円
・ 療養介護医療費等	68,794千円
・ 高額障害福祉サービス等給付費	672千円
・ やむを得ない事由による措置	0千円

## 8 児童福祉法

### 児童福祉法による支援内容

平成24年4月から障がい児の給付の根拠法が居宅サービスを除いて児童福祉法に一元化され、障害児通所給付費、障害児入所給付費、障害児相談支援給付費等が位置づけられた。



### (1) サービス利用児童数

障害児通所支援サービスについては市町村において利用を決定し、障害児入所支援サービスについては県において利用を決定している。

県内で令和6年3月に障害児通所支援サービスを利用した児童数は4,037人、障害児入所支援サービスを利用した児童数は110人となっている。

## (2) 障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の指定状況

県では、県内で事業を実施する障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の指定等を行っている。（障害児相談支援事業所については、市町村が指定等を行っている。）

県が指定している事業所、施設数は、令和6年4月1日現在で、  
 ○障害児通所支援事業所が179事業所  
 ○障害児入所施設が12施設  
 となっている。

## (3) 障害児通所給付費、障害児入所給付費等負担金

県では、児童福祉法に基づき、次のとおり負担している。  
 ○障害児通所給付費等及び障害児相談支援給付費については費用の25%  
 ○障害児入所給付費等については費用の50%

令和5年度の実績は、2,347,210千円である。

<内訳>

・障害児通所給付費・措置費	1,572,101千円
・障害児相談支援給付費	51,738千円
・障害児入所給付費・措置費	723,371千円

# 9 身体障がい者福祉・知的障がい者福祉の概要

## (1) 身体障がい児者の福祉

身体障害者手帳  
の交付

概要

身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある者に対し  
都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。

交付  
対象  
児者

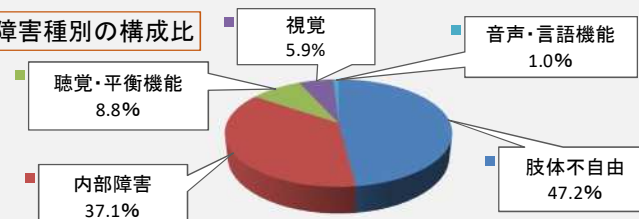
身体障害者福祉  
法別表に掲げる身  
体上の障がいがあ  
る者（いずれも、  
一定以上で永続す  
ることが要件とさ  
れている）

- ・視覚障害
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害
- ・肢体不自由
- ・じん臓機能障害
- ・ぼうこう又は直腸機能障害
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
- ・小腸機能障害
- ・聴覚又は平衡機能障害
- ・心臓機能障害
- ・呼吸器機能障害
- ・肝臓機能障害

交付児者数

令和6年3月31日現在の県内の身体  
障害者手帳交付児者数は、53,023人  
となっている。

障害種別の構成比





身体障害者相談員の設置

- ・身体障がい者の更生相談に応じ、指導を行い、福祉事務所等の関係機関への協力や地域福祉活動の中核となって援護思想の普及に努める。
- ・平成24年4月から、身体障害者相談員に係る業務は市町村に移譲。

(2) 知的障がい児者の福祉

愛護（療育）手帳の交付

概要

愛護手帳（全国的には「療育手帳」）は、知的障がい児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため知的障がい児（者）に交付される。

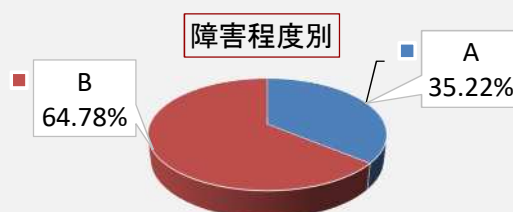
交付対象児者

愛護手帳には「A」と「B」の2つがあり、「A」が重度で「B」がそれ以外の障害の程度を表している。

知能測定値、基本的生活習慣、問題行動を総合的に判断し、重度「A」と重度以外（中軽度）「B」に分けている。

交付児者数

- ・令和6年3月31日現在の手帳交付者数は、14,011人。
- ・性別では、男61.32%、女38.68%、児者別では、児17.91%、者82.09%となっている。



障害児等療育支援事業

在宅障がい者(児)の地域での生活を支援するため、県内3箇所(令和6年4月1日現在)の施設において、家庭訪問、外来、施設訪問により、次の事業を実施する。

- (1) 在宅支援訪問療育等指導事業 (令和5年度巡回相談 107件)  
相談に応じて家庭訪問や地域を巡回訪問することにより、助言・指導を行う。
- (2) 在宅支援外来療育等指導事業 (令和5年度外来相談 631件)  
在宅の障がい児者及び保護者に対し、外来により各種の相談を受け指導を行う。
- (3) 施設支援一般指導事業 (令和5年度指導件数 48件)  
障害児通園(デイサービス)事業及び障がい児保育を行う保育所等の職員に対し療育に関する技術の指導を行う。

知的障害者相談員の設置

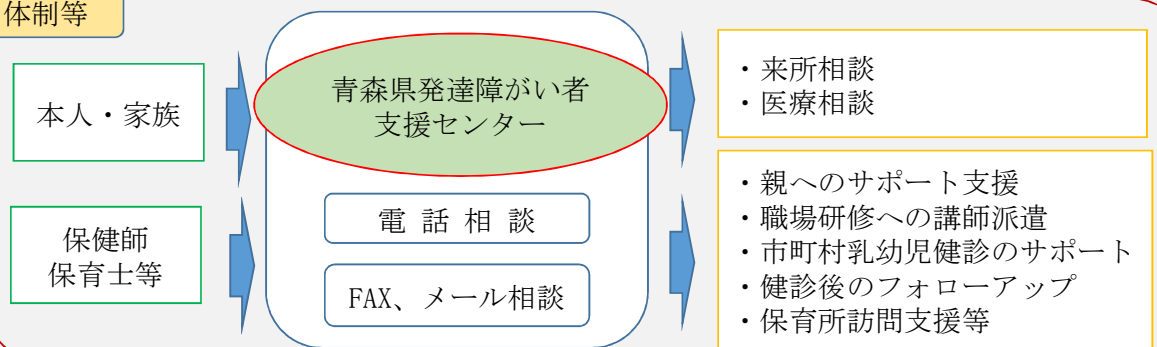
- ・知的障がい者の福祉の増進を図るため、知的障がい者、またはその保護者の相談に応じ、指導・助言及び知的障がい者の更生のために必要な援助を行う。
- ・平成24年4月から、知的障害者相談員に係る業務は市町村に移譲。

(3) 発達障がい児者の福祉

経緯等

- ・自閉症、アスペルガー症候群等の発達障がいは、生まれながらの脳機能障害であり、本人、家族は、社会生活上、様々な困難を抱えている一方で、必要な支援がされにくい状況にあった。
- ・発達障がいに関する各般の問題について、本人や家族から各種相談に応じ、関係施設・関係機関との連携強化により、総合的な支援体制を整備する地域の拠点として、平成17年に青森県発達障がい者支援センターを設置し、平成28年度から県内3か所体制とした。
- 青森県発達障がい者支援センターステップ(青森市)
- 青森県発達障がい者支援センターわかば(五所川原市)
- 青森県発達障がい者支援センターDoors(八戸市)

体制等



## 10 その他の障がい福祉制度

### (1) 特別障害者手当等の給付

#### (1) 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障がい有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障がい者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障がい者の福祉の向上を図る。

#### (2) 障害児福祉手当

重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障がい児の福祉の向上を図る。

#### (3) 経過的福祉手当

重度障がい者に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障がい者の福祉の向上を図る。

支給要件

##### (1) 特別障害者手当

20歳以上で、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障がい者が対象

##### (2) 障害児福祉手当

20歳未満で、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の障がい児が対象

##### (3) 経過的福祉手当

従来の福祉手当受給資格者で、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも受給できない者

支給額

##### (1) 特別障害者手当

月額 28,840円 (R6年4月～)

##### (2) 障害児福祉手当

月額 15,690円 (R6年4月～)

##### (3) 福祉手当(経過措置分)

月額 15,690円 (R6年4月～)

### (2) 重度心身障がい者の医療費の助成

目的

重度障がい者が安心して健康に日常生活を送るために、福祉的な措置として医療費の自己負担を軽減する。

対象者

(1) 身体障害者手帳1級、2級、内部障害3級(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害に限る)

(2) 愛護(療育)手帳A

(3) 精神障害者保健福祉手帳1級

※65歳以上で、新たに(1)から(3)の重度障がい者になった方は対象外。

負担額

(1) 市町村民税課税世帯の自己負担(1割)

自己負担上限	外来	18,000円
	入院	57,600円

(2) 市町村民税非課税世帯は自己負担なし

市町村助成額

・市町村が行う重度心身障がい者医療費助成事業に対して、県が1/2を補助する。

・令和5年度県補助額  
633,219千円

### (3) 地域生活支援事業

#### 目的

障がい児者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施し、障がい児者の福祉の増進を図る。

#### 事業の性格

- (1) 地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能である事業
- (2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業
- (3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも想定できる事業
- (4) 障害者保健福祉サービスに関する普及啓発等の事業

#### 市町村地域生活支援事業

- (1) 障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業
- (2) 障がい者、家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業
- (3) 日常生活用具の給付・貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障がい者の移動支援の事業等

#### 県地域生活支援事業

- (1) 市町村では実施が困難な専門性の高い相談支援事業
- (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣等

### (4) 心身障害者扶養共済制度

- ・ 将来独立して自活することが困難と認められる心身障がい者（児）の経済的な保障を行う。
- ・ 給付額は、1口加入20,000円。2口加入40,000円。掛金は年齢によって異なる。

### (5) 障害者就業・生活支援事業

- ・ 障害者雇用促進法に基づき、各圏域に1か所ずつ県が「障がい者就業・生活支援センター」を指定。
- ・ 同センターに生活支援担当職員を配置し、就職や職場定着が困難な障がい者に対し、就業や日常生活に必要な支援を行っている。
- ・ 令和5年度の対象登録者数は2,738人となっている。

#### 令和5年度実施状況

支援内容	電話	家庭訪問	職場訪問	来所	他機関訪問	その他
延べ回数	1,505	247	1,781	468	82	173

## 1 1 出先機関

### (1) 青森県障がい者相談センター

身体障がい者の更生援護のための相談及び身体障害者手帳の交付事務並びに知的障がい者の福祉に関する相談及び愛護(療育)手帳の交付事務等を行う。

### (2) 青森県立精神保健福祉センター

地域精神保健福祉活動を推進するために、保健所をはじめ、精神保健福祉活動に関わる各機関に対し、専門的な立場から技術指導及び援助を行う。

### (3) 青森県立あすなろ療育福祉センター、さわらび療育福祉センター

- ・各療育福祉センターは、平成26年4月1日から肢体不自由児及び重症心身障がい児者のための必要な医療・療育、福祉サービスを提供していく、診療所を併設した福祉施設に転換した。
- ・あすなろ療育福祉センターにおいては、歯科診療を提供しているほか、障がい児者とその家族に対して、医療・療育・福祉サービスに関する情報提供及び相談支援をワンストップで提供する「総合相談支援センター」を設置した。

## 1 2 その他施設

### (1) 青森県立はまなす医療療育センター

- ・主に肢体不自由児及び重症心身障がい児者を対象とした施設。
- ・施設の運営を、日本赤十字社に指定管理委託している。

### (2) 青森県視覚障がい者情報センター

- ・点字図書等を無料で閲覧貸出しをすることを業務として、昭和44年に設置された。
- ・平成3年から青森県青森福祉庁舎(青森市石江)に移転し、施設の運営は、一般社団法人青森県視覚障害者福祉会に指定管理委託している。

### (3) 青森県聴覚障がい者情報センター

- ・字幕入りビデオテープの製作・貸出しや手話通訳者、要約筆記者の養成等を主な業務として、平成12年4月に青森市筒井に設置された。
- ・施設の運営は、一般社団法人青森県ろうあ協会に指定管理委託している。

### (4) 青森県身体障がい者福祉センター ねむのき会館

- ・身体障がい者の各種相談、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練や各種団体活動、社会参加促進事業等のための利用施設として、昭和48年に青森市野尻に設置された。
- ・施設の運営は、一般財団法人青森県身体障害者福祉協会に指定管理委託している。

## 第2節 精神障がい保健対策

### 1 精神科医療の概要

#### 精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律

(目的)

- ①精神障がい者の医療及び保護を行うこと
  - ②障害者総合支援法と相まって精神障がい者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行なうこと
  - ③精神障がい者の発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めること
- 以上の①から③によって、精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることとされている。

#### 精神科医療の入院形態

入院形態	概要
任意入院 (法第20条)	医師が入院治療を必要と認め、精神障がい者本人が自らの入院に同意した場合に、入院医療を行う。
措置入院 (法第29条)	・入院させなければ、自傷他害(自身を傷ついたり他人に害を及ぼすこと)のおそれのある精神障がい者を強制的に入院させ、必要な医療及び保護を行う。 ・2名以上の精神保健指定医の診断の結果、一致して措置入院が必要と判断した場合に行うことができる。
緊急措置入院 (法第29条の2)	措置入院の要件に該当する者で、急速を要し、通常の手続きを採ることができない場合、1名の指定医の診断により行われる措置入院。入院期間は72時間以内。
医療保護入院 (法第33条第1項、第2項)	・自傷他害のおそれはないものの、医療及び保護のため入院の必要があり、家族等(配偶者、親権者等)の同意があった場合に、本人の同意を得ることなく行われる入院。
応急入院 (法第33条の6)	・急速を要し、家族等の同意を得る時間がない等の場合に、本人の同意がなくとも、指定医の診察により行われる入院。入院期間は72時間以内。

#### 自立支援医療(精神通院医療)

精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。

##### <精神通院医療の範囲>

精神障がい及び当該精神障がいにより起因して生じた病態に対して病院又は診療所に入院しないで行なわれる医療(通院医療)である。

症状が殆ど消失している患者であっても、軽快状態を維持し、再発を予防するためになお通院医療を続ける必要がある場合も対象となる。

##### <自己負担額>

原則1割負担だが、所得に応じ1月あたりの負担額は下記のとおりとなる。

一定所得以下(市町村民税非課税)			中間所得層		一定所得以上	
生活保護	保護者収入 80万円以下	保護者収入 80万円超	市町村民税 3万3千円 未満 (所得割額)	市町村民税 3万3千円 以上 23万5千円 未満 (所得割額)	市町村民税 23万5千円 以上 (所得割額)	
自己負担 0円	負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限額設定なし		自立支援医療 対象外	
			重度から継続 ※1			
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円 ※2	



## 2 精神医療審査会

精神障がい者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するため、精神科病院に入院している精神障がい者の処遇等について、専門的かつ独立的な機関として審査を行う精神医療審査会を設置している。

## 3 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するもの。

### <対象者>

何らかの精神疾患（てんかん、発達障がいなどを含む）により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象としている。

対象となるのは全ての精神疾患で、次のようなものが含まれる。

- ・統合失調症 ・うつ病、そううつ病などの気分障害 ・てんかん
- ・薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症 ・高次脳機能障害
- ・発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等）
- ・その他の精神疾患（ストレス関連障害等）

ただし、知的障がいがあり、上記の精神疾患がない方については、療育手帳（愛護手帳）制度があるため、手帳の対象とはならない。（知的障害と精神疾患を両方有する場合は、両方の手帳を受けることができる。）

また、手帳を受けるためには、その精神疾患による初診から6ヶ月以上経過していることが必要になる。

### <等級>

手帳は1級から3級までとなる。

## 4 精神科救急医療システム整備事業

### 目的

緊急な医療を必要とする全ての精神障がい者等が、迅速かつ適切な医療を受けられるように、夜間、休日の精神科救急医療体制を確保することを目的とする。

### 内容

夜間（午後5時から翌日午前9時）・休日（午前9時～午後5時）において緊急に精神科医療を必要とする方を対象に、適切な医療を確保するため、二次医療圏ごとに病院群輪番制による精神科救急医療体制を整備する。

### 当県における体制

県内6圏域において、20精神科病院による輪番制をとっている。

青森	津軽	八戸	西北五	上十三	下北
つくしが丘病院	弘前愛成会病院	松平病院	つがる総合病院	十和田市立中央病院	むつ総合病院
芙蓉会病院	藤代健生病院	みちのく記念病院	布施病院	十和田済誠会病院	
生協さくら病院	黒石あけぼの病院	湊病院		高松病院	
浅虫温泉病院	聖康会病院	さくら病院		三沢聖心会病院	
		青南病院			

## 5 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

### (1) 根拠・目的について

**【根拠】**

障害者総合支援法における地域生活支援事業（都道府県必須事業）

**【事業目的】**

高次脳機能障害とは、外傷性脳挫傷（交通事故、スポーツ事故など）、脳血管障害（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血）、脳腫瘍や脳炎などの原因により脳が損傷を受けた後遺症で、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会適応行動障害などの障害を呈することをいい、本事業は、都道府県に高次脳機能障害者への支援拠点機関を置き、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する研修等を行い高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供される体制を整備する。

**支援拠点機関**

弘前脳卒中・リハビリテーションセンター（平成21年度～）、メディカルコート八戸西病院（令和元年度～）

2か所の機関を支援拠点機関に指定し、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業を委託している。

### (2) 事業内容

**実施事業**

**検討委員会**

地域の実態把握、連携確保、事業の実施状況の分析等、総合的な検討を行う。

**相談支援事業**

支援コーディネーターを配置し、社会復帰支援のための相談支援、関係機関との連携調整を行う。

**普及・啓発事業**

講演・シンポジウムの開催等、普及啓発を行う。

**研修事業**

関係機関に対する研修等



## 6 自殺対策事業

### (1) いのち支える青森県自殺対策計画（第2期）の推進

**計画の位置付け**

- 自殺対策基本法第13条に定める都道府県の自殺対策計画
- 本県の自殺対策を推進するための基本的指針となる総合的な計画

**計画の概要**

**(1) 基本理念**

【誰も自殺に追い込まれることのない青森県】

**(2) 計画期間**

令和6年度～令和11年度（6年間）

**(3) 目標値**

自殺死亡率 12.8

**(4) 推進体制**

- 計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを推進
- 知事をトップとする庁内の推進体制を構築し、全庁的に計画の進捗状況を点検、評価する。
- 外部有識者等で構成する「青森県自殺対策連絡協議会」から、毎年度、計画の進捗に関する意見を伺うなど、多様な機関と連携して計画の着実な推進を図る。

**基本施策**

国の方針を踏まえた自殺対策を推進するための本県の基盤的な取組

1. 市町村等への持続的支援
2. 地域におけるネットワークの拡大
3. 自殺対策を支える人材の育成
4. 住民への啓発と周知
5. 生きることの促進要因への支援
6. 児童生徒等の自殺予防に向けた心の教育等の推進
7. 女性に対する支援の強化

**重点施策**

本県の自殺の特徴を踏まえて重点的に取り組むべき対象者への施策

1. 高齢者世代対策
2. 働き盛り世代対策
3. こども・若者世代対策
4. 生活困窮者対策

**生きる支援関連施策**

自殺対策に関連した県の事業・取組

生きることを支える庁内外のすべての取組

## (2) 事業内容

### 1. 今を悩み生きる県民のこころを支える相談支援体制整備事業

- 県民に届く多彩な経路による普及啓発
  - メディアを活用した普及啓発 悩みを抱えた方が、既存の相談窓口につながる＝行動変容を促す啓発媒体を作成。
    - ①相談窓口一覧リーフレット作成と配布
    - ②テレビCM
    - ③ポスター掲示
    - ④Web広告
    - ⑤鉄道車両中吊り広告
    - ⑥自殺企図経験者の体験談発信による自殺予防普及啓発
  - 民間団体による普及啓発事業
  - 自死遺族支援
- 悩みや問題を抱えた方が利用しやすい多様な相談体制整備
  - ゲートキーパー育成事業 2,599千円
    - ①介護支援専門員を対象とした養成研修
    - ②中小企業等を対象とした養成研修
  - SNSいのち見守り強化
  - 無料オンラインカウンセリング

### 2. 自殺対策緊急強化事業費・地域自殺対策強化事業

- 生活と健康をつなぐ法律相談
- あおもりのいのちの電話相談事業費補助
- こども・若者自殺危機対応チーム設置

### 3. 心のヘルスアップ事業

- いのちを支える青森県自殺対策推進本部会議の開催
  - 知事をトップに庁内関係部局長で構成する本部を設置。いのちを支える青森県自殺対策計画（第2期）の進捗評価を行う。
- 青森県自殺対策連絡協議会の開催
  - 県内の関係機関・団体が連携し、総合的な自殺予防対策の推進を図る。

### 4. 青森県自殺対策推進センター事業

障がい福祉課と県立精神保健福祉センターが機能を分担

障がい福祉課：市町村支援、連絡調整会議等を実施

県立精神保健福祉センター：相談・研修会講師・技術指導、自死遺族のつどい・相談、関係者研修等を実施

31

## 7 青森県ひきこもり地域支援センター事業

### (1) 目的

#### 【経緯】

国では、ひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口として、平成21年度から都道府県・指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の整備を進めており、青森県では平成28年6月に、県立精神保健福祉センターに「青森県ひきこもり地域支援センター」を設置した。また、利用者の利便性を考慮し、県民福祉プラザ内にサテライトを設置し、電話相談、来所相談に対応している。

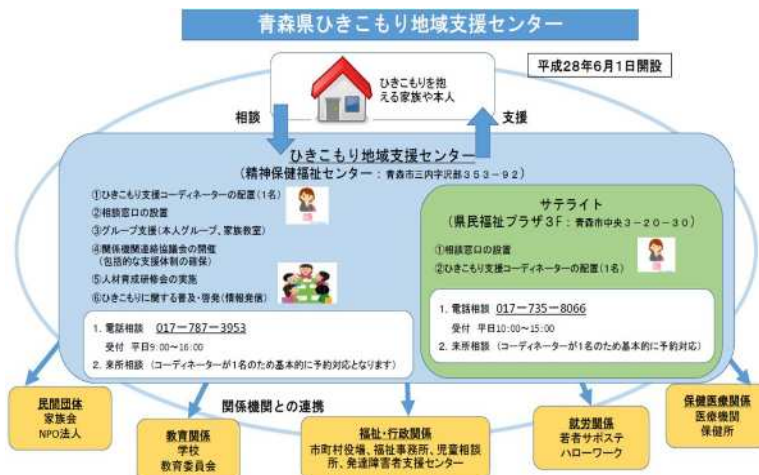
#### 【事業目的】

ひきこもりの状態にある本人や家族からの相談に応じ適切な助言を行うとともに、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策に必要な情報を広く提供することにより、ひきこもり状態にある本人の自立を促進する。

### (2) 事業内容

#### 実施事業

- 相談支援
  - 本人及び家族等からの相談対応や、地域に向向いての相談会の実施
- グループ等支援
  - 対人交流等を通じて社会参加の促進を促す本人グループ（ひきこもりほっと・ステーション）、家族同士の話し合い、精神科医による講義や情報提供等を行う家族教室（青年期ひきこもり家族教室）を開催
- 連絡協議会
  - ひきこもり支援に関わる関係機関を構成員とする連絡協議会の開催
- 研修会
  - ひきこもりに対する支援方法等の研修の実施
- 普及啓発
  - センター利用の広報、ひきこもり支援に関する情報発信



### 第3節 医療的ケア児支援

#### 1 医療的ケア児支援対策事業

##### (1) 青森県小児在宅支援センター事業

**目的** 医療的ケアを要する子どもやその家族が、県内どこに住んでいても安心して生活ができ、充実した医療、福祉、保育、教育等を受けられる環境を整備するため、医療機関からの在宅移行支援や学校・保育園・福祉事業所等受入支援等に関する県内支援機関の相談・支援、医療的ケア児とその家族の相談・支援及び情報提供を行うほか、支援機関の人材育成等を実施し、県内の医療的ケア児支援体制の充実発展を目指す。

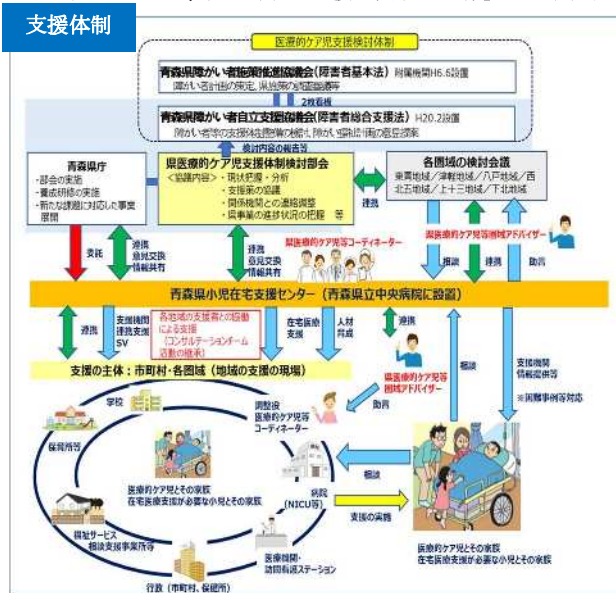
なお、青森県小児在宅支援センターは、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」で示す医療的ケア児支援センターに位置付ける。

**組織体制** 青森県立中央病院に委託

6名（医師2名、看護師2名、医療ソーシャルワーカー1名、事務員1名）

**役割**

- アウトリーチに対応した相談・支援
  - 支援機関連携支援・スーパーバイズ
  - 在宅医療支援
  - 医療的ケア児とその家族の相談支援等
- 人材育成
  - 小児在宅サポーター勉強会
  - コーディネーターフォローアップ研修会
- 現状把握・分析
  - 医療的ケア児（及びその家族）実態調査
  - 医療的ケア児の把握、地域の課題・評価・分析等
  - 医療的ケア児支援リソースの現状把握・分析等



##### (2) 医療的ケア児支援体制図

支援体制整備	<p><b>青森県小児在宅支援センター運営事業</b></p> <p>○相談支援（支援機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトリーチ型相談・SV</li> <li>・電話相談</li> </ul>	<p>○看護師の確保・育成事業（再掲）</p>	<p><b>医療的ケア児支援体制検討部会開催事業</b></p> <p>医療的ケア児支援に係る医療、福祉、教育等の関係機関による部会の設置・運営する</p>	
	<p>○人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児在宅支援に関する各職種対象研修会</li> <li>・多職種連携小児在宅サポーター勉強会</li> <li>・圏域アドバイザー派遣</li> </ul>		<p><b>医療的ケア児支援ネットワーク促進事業</b></p> <p>医療的ケア児への支援に従事できる者や総合調整をする者を研修により養成する</p>	
家族支援	<p>○相談支援（医療的ケア児とその家族）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトリーチ型相談</li> <li>・電話相談</li> </ul>	<p>○医療型短期入所開設促進事業</p> <p>医療機関や介護保険施設による医療型短期入所施設（レスパイト）事業所の新規開設を促進する</p>		
事業者等支援	<p>○調査・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族に対するアンケート調査（分析）</li> <li>・事業所受入状況調査</li> </ul>	<p>○看護師の確保・育成事業</p> <p>在宅医ケア児に関わる看護師を確保するとともに、在宅医ケア児看護師の普及啓発及び手技指導等研修によりスキルを習得させる</p> <p>○医療的ケア児対応事業所の増加に向けた個別支援事業</p> <p>訪問看護ステーション、医療型短期入所施設等の事業所対象伴走支援及びフォローアップ</p>	<p>○医療的ケア児保育支援事業（こどもみらい課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施する保育所等への看護師派遣、その他の医ケア児の受入に資する事業に係る費用の補助</li> <li>○医療的ケア児保育等受入啓発事業（こどもみらい課）</li> </ul> <p>保育所等における医療的ケア児保育における基本的な知識等の普及啓発フォーラムの実施</p>	<p>○通学支援の検討（教育庁学校教育課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児通学支援事業検討会の設置・運営等</li> </ul>
普及啓発	<p>○情報提供</p> <p>HP等により支援者や家族に対する情報提供・情報発信</p>	<p>○情報提供</p> <p>HP等により支援者や家族に対する情報発信</p>		



## 第7章 障がい福祉課 事業概要

第1表 障害支援区分認定に係る市町村審査会の設置状況（令和6年3月31日現在）

圏域名	広域組織名等	審査会設置年月日
青森地域	青森市	H18.4.1
津軽地域	津軽広域連合	H18.4.1
八戸地域	八戸市	H18.7.1
西北五地域	つがる西北五広域連合	H18.4.1
下北地域	下北圏域障害支援区分認定審査会	H18.6.30
上十三地域	上北地方教育・福祉事務組合	H18.7.1

第2表 障害支援区分ごとの障害福祉サービス利用者数（令和6年3月31日現在）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
利用者数	173	1,950	2,630	2,873	2,740	4,112	14,478

第3表 障害者介護給付費等不服審査会における裁決の状況（令和6年3月31日現在）

審査請求件数	取り下げ件数	裁決件数				次年度繰越
			却下	認容	棄却	
3	0	0	0	0	0	3

第4表 青森県が所管する障害福祉サービス等の事業所数（令和6年4月1日現在）

	種別	事業所数
介護給付	居宅介護	190
	重度訪問介護	176
	同行援護	41
	行動援護	32
	療養介護	0
	生活介護	111
	短期入所	70
	重度障害者等包括支援	0
	施設入所支援	39
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	4
	自立訓練（生活訓練）	16
	自立訓練（生活訓練（宿泊型））	4
	就労移行支援	18
	就労継続支援（A型）	33
	就労継続支援（B型）	153
	就労定着支援	4
	自立生活援助	1
	共同生活援助	介護サービス包括型 外部サービス利用型 日中サービス支援型
相談支援	地域移行支援	39
	地域定着支援	39
合計		1,091

第5表 更生医療の給付延件数と更生医療負担額

年度	延件数	更生医療負担額（千円）
R元	55,402	2,720,694
R2	56,389	2,723,952
R3	54,392	2,696,429
R4	56,583	2,566,634
R5	55,058	2,461,858

第6表 障害福祉サービス事業者等の集団指導及び実地指導の実施状況（令和5年度）

	集団指導	実地指導
実施事業者数	292（書面開催）	59

## 第7章 障がい福祉課 事業概要

第7表 青森県地域生活支援事業実績（令和5年度）

事業名	実施主体	実施状況
1. 障がい者社会参加推進センター運営事業	県（一財）青森県身体障害者福祉協会に委託	事業内容：「障がい者110番」運営事業ほか、障がい者社会参加推進事業の実施に対する協力等を行う。
2. 「障がい者110番」運営事業		事業内容：常設相談窓口を設置し（相談員2人配置）、障がい者の権利擁護に係る相談等に対応する。 5年度相談件数：519件
3. 相談員活動強化事業	①県（一財）青森県身体障害者福祉協会に委託 ②県（一社）青森県手をつなぐ育成会に委託	①身体障害者相談員研修 実施地区：青森市、弘前市、八戸市、むつ市 実施回数及び参加人員：延4回、延65人 ②知的障害者相談員研修 オンライン開催 実施回数及び参加人員：56人
4. スポーツ教室開催事業	県（一財）青森県身体障害者福祉協会に委託	事業内容：視覚障がい者スポーツ教室、ボウリング教室、健康教室等 5年度参加人員 計834人
5. スポーツ大会開催事業		青森県障がい者スポーツ大会 ・令和5年度は、8月27日（日）に開催 ・競技参加者1,200人、役員及びボランティア等500人が参加
6. スポーツ指導員養成事業		初級スポーツ指導員養成研修会開催 25人 中級スポーツ指導員養成研修会派遣 1人 上級スポーツ指導員養成研修会派遣 なし
7. 字幕入りビデオライブラリー貸出事業	県（一社）青森県ろうあ協会及び（社福）聴力障害者情報文化センターに委託	利用登録者数：322人、30団体 貸出件数：273件
8. 指定居宅介護事業者情報提供事業	県（一財）青森県身体障害者福祉協会に委託	事業内容：障がい者等が都道府県間を移動する際に、その目的地において必要となるガイドヘルパーの確保のための調整等を行う。
9. 在宅視覚障がい者点字指導事業	県（一社）青森県視覚障害者福祉協会に委託	在宅の重度視覚障がい者（主に中途失明者）に点字の指導を行う。実施地区：青森市 参加者：16名
10. 視覚障がい者コミュニケーション支援事業		「目の見えない方、見えにくい方のための福祉展」開催
11. 盲女性家庭生活訓練事業	県（一財）青森県身体障害者福祉協会に委託	実施地区：青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人数：延べ4回、延べ162人
12. 盲青年等社会生活教室開催事業	県（一財）青森県身体障害者福祉協会に委託	実施地区：青森市 実施回数及び参加人数：1回、19人
13. 手話講習会事業	県（一社）青森県ろうあ協会に委託	実施地区：青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、平内町、鱈ヶ沢町、三戸町 実施回数及び参加人員：延51回、延515人
14. オストメイト社会適応訓練事業	県（一財）青森県身体障害者福祉協会に委託	実施地区：青森市、八戸市 実施回数及び参加人員：2回、80人
15. 音声機能障害者発声訓練事業		実施地区：青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人員：延73回、延365人
16. 音声機能障害者指導者養成事業		実施地区：仙台市 実施回数及び参加人数：1回、3人
17. 点訳奉仕員養成事業	県（一社）青森県視覚障害者福祉協会に委託	点訳奉仕員4人養成
18. 音訳奉仕員養成事業		音訳奉仕員9人養成
19. 要約筆記者養成事業	県（一社）青森県ろうあ協会に委託	講座Ⅰ：41時間（全10回） 10人修了 講座Ⅱ：43時間（全10回） 1人修了
20. 手話奉仕員養成事業		入門課程：35時間（全23回） 11人修了 基礎課程：45時間（全23回） 13人修了
21. 手話通訳者養成事業		通訳Ⅰ：53時間（全19回） 0人修了 通訳Ⅱ：50時間（全16回） 3人修了 通訳Ⅲ：16時間（全5回） 4人修了
22. 手話通訳者設置事業	県（一社）青森県ろうあ協会に委託	設置場所：県障がい福祉課（1人） 青森県聴覚障がい者情報センター（2人）
23. 手話通訳者等指導者養成研修	県（一社）青森県ろうあ協会に委託	手話指導者研修会 参加者64人 要約筆記者養成担当講師研修会 参加者9人
24. サービス提供者情報提供等事業	県（一社）青森県ろうあ協会に委託	件数 県内0件、県外0件
25. 障がい者権利擁護事業	県（社福）青森県社会福祉協議会及び（公社）青森県社会福祉士会に委託	事業内容：障がい者虐待の通報等への対応などを行う障がい者権利擁護センターの運営や困難事例の専門職への相談支援体制の整備を行う。 相談・問合せ等件数 62件 障害者虐待防止・権利擁護研修（新型コロナウイルス感染防止対策のため、動画配信により実施） 専門職チームの派遣回数 0回



第8表 市町村地域生活支援事業実績（令和5年度）

	1	2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	実施事業数
	理解促進 研修・啓 発	自発的活 動支援	基幹相談 支援セン ター等機 能強化	住宅入居 等支援	成年後見 制度利用 支援	成年後見 制度法人 後見支援	意思疎通 支援	日常生活 用具給付 等	手話奉仕 員養成研 修	移動支援	地域活動 支援セン ター機能 強化	日常生活 支援	社会参加 支援	就業・就 労支援	促進事業	
青森県全体	10	3	25	2	20	4	25	40	18	31	25	36	8	3	4	254
東青地区	青森市	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	11
	平内町			○		○	○	○	○	○	○	○				7
	今別町			○		○		○	○	○	○					5
	蓬田村			○			○	○	○			○				5
中弘南黒地区	外ヶ浜町			○	○	○						○				7
	弘前市	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	12
	黒石市			○			○	○	○	○	○	○	○			8
	平川市				○			○	○	○	○	○	○			9
	西目屋村							○								1
	藤崎町				○			○	○			○				5
	大鰐町							○	○		○	○				4
	田舎館村							○		○		○				3
三八地区	板柳町	○		○						○	○	○				7
	八戸市	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○		○	12
	三戸町						○	○	○			○				4
	五戸町					○		○	○	○	○	○			○	9
	田子町			○	○			○	○	○	○	○			○	8
	南部町			○		○		○	○	○	○	○				6
	階上町			○			○	○			○	○				5
	新郷村			○				○	○		○	○				4
西北五地区	五所川原市			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		10
	つがる市				○		○	○	○	○	○	○	○			8
	鯉ヶ沢町	○			○			○	○	○	○	○				6
	深浦町		○		○			○	○							5
	鶴田町				○		○	○	○	○	○	○				7
	中泊町			○		○		○	○	○	○	○				6
上十三地区	十和田市	○			○		○	○	○	○	○	○				9
	三沢市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○				10
	野辺地町			○				○		○		○				5
	七戸町				○			○	○	○	○	○				5
	六戸町						○	○	○	○	○	○				6
	横浜町					○		○	○	○	○	○	○			7
	東北町						○	○	○	○	○	○				5
	六ヶ所村	○						○	○	○	○	○				5
むつ下北地区	おいらせ町			○			○	○	○	○	○	○				7
	むつ市	○		○		○		○	○	○	○	○		○		10
	大間町							○	○			○				3
	東通村							○	○			○				3
	風間浦村			○				○				○				3
佐井村			○												2	
事業の概要	<p>障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を                  域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る。                  障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、                  支援することにより、共生社会の実現を図る。                  障がい者等が自発した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、                  取組を行う。                  基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門職員                  の配置・地域相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の                  取組を行う。                  賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障がい者に対                  し、入居支援・居住支援のための関係機関によるサポート調整を行う。                  成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又                  は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権                  利擁護を図る。                  成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人後見                  の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る。                  成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人後見                  派遣を行い、意思疎通の円滑化を図る。                  聴覚・言語機能・音声機能・視覚その他の障がいのため、意思疎通を図                  ることに支障がある障がい者等に、意思疎通を仲介する手話通訳者を                  派遣を行い、意思疎通の円滑化を図る。                  日常生活上の便宜をはかるため、重度障がい者等に用具を給付又は貸与                  する。                  日常生活又は社会生活を営むことが出来るようになる。                  手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した                  者を養成し、意思疎通を図ることが出来るようになる。                  移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇                  活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。                  ターの機能充実を図る。                  障がい者等と社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援セン                  ターの提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援セン                  ターの機能充実を図る。                  障がい者に対し、日常生活上必要な訓練・指導等の本人活動支援、福祉                  ホーム入浴サービス等を行う。家族に対し日中一時支援、福祉                  その他日常生活支援事業を行う。                  障がい者に対する、日常生活上必要な訓練・指導等の本人活動支援、福祉                  ホーム入浴サービス等を行う。家族に対し日中一時支援、福祉                  その他日常生活支援事業を行う。                  スポーツ・レクリエーション教室開催、点字・声の広報等発行、その他                  社会参加支援事業を行う。                  知的障がい者職親委託、その他就業・就労支援等により、障がい者の就                  業・就労支援を行う。                  政策的な課題に対する事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉                  の増進を図るとともに、障がい者等が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。</p>															

第9表 児童福祉法による障害児通所支援事業、障害児入所施設数

(令和6年4月1日現在)

	種 別		事業所数
	障害児通所支援	児童発達支援	
児童発達支援			41
放課後デイサービス		106	
保育所等訪問支援		21	
居宅訪問型児童発達支援		1	
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設		8
	医療型障害児入所施設		4
合 計			191

第10表 身体障害者手帳所持状況（各年度3月31日現在、単位：人）

年度別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	計
R元	3,354 (5.9)	4,907 (8.7)	501 (0.9)	28,420 (50.1)	19,498 (34.4)	56,680 (100.0)
R2	3,324 (5.9)	4,899 (8.7)	506 (0.9)	27,836 (49.3)	19,846 (35.2)	56,411 (100.0)
R3	3,211 (5.8)	4,764 (8.7)	497 (0.9)	26,788 (48.7)	19,738 (35.9)	54,998 (100.0)
R4	3,190 (5.9)	4,719 (8.7)	502 (0.9)	25,988 (48.0)	19,775 (36.5)	54,174 (100.0)
R5	3,121 (5.9)	4,686 (8.8)	507 (1.0)	25,035 (47.2)	19,674 (37.1)	53,023 (100.0)

第11表 障害別、等級別身体障害者手帳交付数

各年度3月31日現在（単位：人）

障害別	等級別	年度別	等級						計
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
視 覚 障 害	R元	1,405	870	199	242	367	271	3,354	
	R2	1,395	877	201	239	352	260	3,324	
	R3	1,362	848	194	241	336	230	3,211	
	R4	1,355	865	196	237	324	213	3,190	
	R5	1,305	877	187	233	326	193	3,121	
聴覚平衡機能障害	R元	66	1,207	578	1,200	20	1,836	4,907	
	R2	66	1,173	563	1,255	20	1,822	4,899	
	R3	63	1,135	546	1,268	20	1,732	4,764	
	R4	63	1,099	550	1,323	18	1,666	4,719	
	R5	68	1,059	540	1,379	18	1,622	4,686	
音声言語機能障害	R元	14	18	319	150	0	0	501	
	R2	12	13	327	154	0	0	506	
	R3	12	12	322	151	0	0	497	
	R4	14	13	317	158	0	0	502	
	R5	15	14	324	154	0	0	507	
肢 体 不 自 由	R元	7,417	5,971	4,685	6,963	2,335	1,049	28,420	
	R2	7,279	5,858	4,556	6,763	2,346	1,034	27,836	
	R3	7,059	5,644	4,352	6,459	2,245	1,029	26,788	
	R4	6,894	5,518	4,190	6,199	2,176	1,011	25,988	
	R5	6,666	5,329	3,992	5,955	2,093	1,000	25,035	
内 部 障 害	R元	12,318	156	3,011	4,013	0	0	19,498	
	R2	12,337	161	3,159	4,189	0	0	19,846	
	R3	12,029	165	3,310	4,234	0	0	19,738	
	R4	11,870	169	3,406	4,330	0	0	19,775	
	R5	11,590	163	3,493	4,428	0	0	19,674	
計	R元	21,220	8,222	8,792	12,568	2,722	3,156	56,680	
	R2	21,089	8,082	8,806	12,600	2,718	3,116	56,411	
	R3	20,525	7,804	8,724	12,353	2,601	2,991	54,998	
	R4	20,196	7,664	8,659	12,247	2,518	2,890	54,174	
	R5	19,644	7,442	8,536	12,149	2,437	2,815	53,023	
令和5年度 構成比	%	37.0%	14.0%	16.1%	22.9%	4.6%	5.3%	100%	

第12表 愛護手帳交付数（各年度3月31日現在）

年度	区分 総数 (人)	性別		児者別		障害程度別	
		男	女	児	者	A(重度)	B(中軽度)
R元	13,484	8,157	5,327	2,496	10,988	5,132	8,352
R2	13,661	8,285	5,376	2,437	11,224	5,107	8,554
R3	13,865	8,427	5,438	2,411	11,454	5,128	8,737
R4	13,713	8,396	5,317	2,400	11,313	4,928	8,715
R5	14,011	8,591	5,420	2,510	11,501	4,935	9,076
		(61.32%)	(38.68%)	(17.91%)	(82.09%)	(35.22%)	(64.78%)

※( )内は構成比

第13表 発達障がい者（児）の支援内容別件数の状況（単位：延件数）

年度\区分	相談支援・発達支援	相談支援・就労支援	普及啓発及び研修
R元	3,404	921	133
R2	4,156	695	111
R3	4,567	517	83
R4	4,345	438	110
R5	4,090	275	56

第14表 精神障害者保健福祉手帳所持状況（各年度末現在）

		R元	R2	R3	R4	R5
交付数		12,237	12,279	12,311	12,331	12,420
内訳	1級	3,712	3,536	3,357	3,150	2,943
	2級	6,775	6,868	6,969	7,051	7,129
	3級	1,750	1,875	1,985	2,130	2,348

第15表 精神科病院の状況（令和5年度末現在）

設置主体	独立行政法人 国立病院機構	県	市	広域連合・ 一部事務組合	日本 赤十字社	一般財団法人・ 一般社団法人	医療法人・ 社会医療法人	その他の 法人	個人	計
病院数	1	1	2	2	1	6	10	2	1	26
指定 病院数			1 (10)	2 (10)		2 (20)	4 (40)	1 (10)		10 (90)
応急入院 指定病院		1 (1)				1 (5)	4 (4)	1 (1)		7 (11)

( )は指定病床数

第16表 精神科病院の病床整備状況（各年度3月31日現在）

年度	種別	病院数	病床数	前年比増減	指定病床数	前年比増減
R元		26	4,342	0	90	0
R2		26	4,317	△ 25	90	0
R3		26	4,317	0	90	0
R4		26	4,217	△ 100	90	0
R5		26	4,199	△ 18	90	0

第17表 入院形態別精神科病院在院状況（各年12月31日現在）

年度\区分	措置入院	医療保護入院	任意入院	その他の入院	計
R元	10	2,153	1,508	1	3,672
R2	11	2,147	1,451	0	3,609
R3	13	2,158	1,380	4	3,555
R4	18	2,058	1,318	6	3,400
R5	22	2,019	1,238	2	3,281

第18表 精神障がい者入退院状況（各年度12月31日現在）

種別 年度	前年未 在院患者 数	入院患者 数	退 院 患 者 数					本年未 在院患者 数
			全 治	軽 快	未 治	死 亡	計	
R元	3,702	5,777	53	4,472	913	369	5,807	3,672
R2	3,672	5,297	35	4,160	843	322	5,360	3,609
R3	3,609	5,395	7	4,181	845	416	5,449	3,555
R4	3,555	5,091	153	3,932	701	460	5,246	3,400
R5	3,400	5,185	22	4,160	693	429	5,304	3,281

第19表 精神障がい者負担区分の状況（県内病院入院者：令和5年12月31日現在）

入院患者数	費 用 負 担 区 分 内 訳						
	精神保健福 祉法	社会保険各 法	国民健康保 健法	高齢者医療 確保法	生活保護法	自費	その他
3,281 (100%)	22 (0.7)	228 (6.9)	986 (30.1)	1,566 (47.7)	475 (14.5)	1 (0.0)	3 (0.1)

第20表 疾病別精神科病院在院患者数（各年度12月31日現在）

病 名 別		R元	R2	R3	R4	R5
F0	症状性を含む器質性精神障害	1,226	1,277	1,264	1,246	1,143
再 掲	F00 アルツハイマー病の認知症	789	817	797	838	746
	F01 血管性認知症	117	128	106	117	94
	F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害	320	332	361	291	303
F1	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	153	131	115	130	119
再 掲	F10 アルコール使用による精神及び行動の障害	139	118	102	116	110
	覚醒剤による精神及び行動の障害	6	6	5	8	5
	アルコール、覚醒剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	8	7	8	6	4
F2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	1,758	1,684	1,620	1,475	1,482
F3	気分（感情）障害	276	267	277	255	243
F4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	77	71	76	58	59
F5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	8	10	9	14	16
F6	成人の人格及び行動の障害	29	31	25	22	19
F7	精神遅滞【知的障害】	82	73	79	81	97
F8	心理的発達の障害	19	23	34	38	33
F9	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び 詳細不明の精神障害	11	5	5	14	9
	てんかん（F0に属さないものを計上）	29	26	30	36	33
	その他	4	11	21	31	28
	計	3,672	3,609	3,555	3,400	3,281

第21表 精神保健診察実施状況①

種別 年度	申請、通報件数 A	被診察件数	措置入院件数 B	措置率(%) B/A
R元	120	59	45	37.5
R2	172	87	63	36.6
R3	170	98	70	41.2
R4	168	109	75	44.6
R5	272	136	94	34.6

第22表 精神保健診察実施状況②

種別 年度	前年度末 措置患者数	新規措置者数	措置解除数	年度末 措置患者数
R元	8	45	44	9
R2	9	64	57	16
R3	16	67	70	13
R4	13	76	76	13
R5	12	93	91	14

第23表 措置入院の延件数及び入院費の推移

年度	措置延件数	措置入院費
R元	180	44,418千円
R2	199	49,899千円
R3	218	47,596千円
R4	222	60,360千円
R5	279	88,351千円

第24表 青森県精神医療審査会の審査状況（令和5年度）

①定期の報告等

	審査件数	審査結果件数		
		適 当	他の入院形態への 移行が適当	入院継続不要
医療保護入院時の届出	3,031	3,031	0	0
入院中の 定期報告	医療保護入院	1,124	0	0
	措置入院	8	0	0
計	4,163	4,163	0	0

②退院等の請求

	審査件数	審査結果件数	
		適 当	入院又は処遇は不 適当
退院の請求	14	14	0
処遇改善の請求	0	0	0
計	14	14	0

第25表 精神障がい者の公費負担通院延件数と通院医療費の推移

年度	通院延件数	通院医療費
R元	353,000	2,875,177千円
R2	357,965	2,802,560千円
R3	367,021	2,805,852千円
R4	375,788	2,750,387千円
R5	379,934	2,760,833千円

第26表 精神障がい者の病名別通院医療受給者数

病名別	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
F0 症状性を含む器質性精神障害	684	3	579	2.5	898	4	779	3	1,075	4.2
F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	573	2.5	430	1.9	582	2.6	512	2	886	3.5
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	7,681	33.5	5,933	25.9	7,797	34.8	7,745	30.2	7,672	29.9
F3 気分(感情)障害	6,122	26.7	5,010	21.9	6,760	30.1	7,062	27.5	7,618	29.7
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	1077	4.7	850	3.7	1,383	6.2	1,453	5.7	2,353	9.2
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	41	0.2	34	0.1	52	0.2	50	0.2	108	0.4
F6 成人の人格及び行動の障害	154	0.7	135	0.6	185	0.8	158	0.6	290	1.1
F7 精神遅滞【知的障害】	493	2.2	377	1.6	574	2.6	604	2.4	2,226	8.7
F8 心理的発達の障害	545	2.4	478	2.1	838	3.7	1024	4	1,614	6.3
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び詳細不明の精神障害	89	0.4	65	0.3	85	0.4	67	0.3	169	0.7
てんかん (F0に属さないものを計上)	2,038	8.9	1,690	7.4	2,212	9.9	2,260	8.8	2,681	10.5
その他の精神障害	3,410	14.9	2,672	11.7	1,067	4.8	3,938	15.4	1,656	6.5
合計	22,907	100	18,253	100	22,433	100	25,652	100	28,348	100

第27表 精神保健福祉の一般相談指導 (令和5年度)

保健所名	東	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	計
定期相談会数	0	15	6	0	9	4	34
延件数	191	489	125	201	352	137	1,495

第28表 保健所等別精神保健福祉相談員数 (令和5年度)

保健所等名	東	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	精神保健福祉センター	計
人数	6	9	8	8	9	7	2	49

第29表 精神保健福祉に係る保健所別訪問指導実績 (令和5年度) (延件数)

	東	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	計
一般 (アルコールを含む)	38	100	70	91	93	44	436

第30表 心の健康づくり事業実施状況 (令和5年度)

保健所名	東	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	計
開催回数(回)	0	1	4	0	2	0	7
受講人員(人)	0	52	80	0	136	0	268



第31表 精神科救急医療の対応件数（令和5年度）

総数	電話相談	外来受診	入院
2,911	2,237	354	320

第32表 高次脳機能障害の相談支援状況（令和5年度）

合計	相談数（実数）	
	本人	家族・その他
664件（102）	519件（26）	145件（76）

第33表 精神障がい者家族会の設立状況（単位家族会）（令和6年3月31日現在）

保健所 箇所数	区分	青森	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ	計
		7	7	4	5	3	3	29

第34表 自殺の死亡数・死亡率の推移

区分		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
青森県	男性	149	25.6	170	29.0	209	36.5	174	30.8	148	26.6
	女性	60	9.1	68	10.5	75	11.7	68	10.7	61	9.8
	総数	209	16.9	238	19.3	284	23.4	242	20.2	209	17.8
	順位	17		4		1		5		21	
全国	男性	13,668	22.7	13,588	22.6	13,508	22.6	14,352	24.2	14,378	24.4
	女性	5,757	9.1	6,655	10.5	6,783	10.8	6,836	11.0	6,638	10.7
	総数	19,425	15.7	20,243	16.4	20,291	16.5	21,238	17.4	21,016	17.3

※令和4年は人口動態統計概数

第35表 職種別ゲートキーパーの育成人数（単位：人）

	～令和4年度	令和5年度
医師	124	-
看護師	407	-
介護支援専門員	1,291	121
司法書士	83	-
薬剤師	1,856	-
歯科医師	388	-
理容師	335	-
弁護士	33	-
教職員等	449	-
中小企業関係者	35	33
その他	189	-
計	5,190	154

第36表 特別障害者手当等受給人員、金額（単位：人、千円）

年 度	特別障害者手当		障害児福祉手当		福祉手当（経過措置分）	
	人 員 （月平均）	金 額 （年 間）	人 員 （月平均）	金 額 （年 間）	人 員 （月平均）	金 額 （年 間）
R元	1,817	592,126	905	160,209	39	6,778
R2	1,797	589,351	913	163,010	36	6,422
R3	1,855	608,920	891	159,127	35	6,250
R4	1,870	613,045	884	157,685	32	5,749
R5	1,858	621,459	865	157,458	28	5,107

第37表 重度心身障がい者の医療費助成金額等

年 度	受給者証交付数	医療費給付金額（千円）	県補助金額（千円）
R元	17,819	1,438,858	718,473
R2	17,604	1,323,063	661,219
R3	16,943	1,319,298	659,175
R4	16,576	1,266,374	633,008
R5	15,962	1,266,776	633,219

第38表 心身障害者扶養共済制度加入数及び年金等支給状況（各年度3月31日現在）

区分 年度	加入者総数			知的障害者			身体障害者				その他	年金受給者	弔慰金受給者
	男	女	計	重度	中・軽度	計	一級	二級	三級	計			
R元	312	191	503	158	198	356	56	52	10	118	29	601	7
R2	284	176	460	148	175	323	52	45	9	106	31	622	6
R3	259	157	416	138	149	287	50	39	9	98	31	636	5
R4	246	143	389	132	140	272	48	31	8	87	30	628	7
R5	239	135	374	129	133	262	45	31	7	83	29	616	3

第7章 障がい福祉課 事業概要

第39表 障がい者相談センター(旧身体障害者更生相談所)における処理状況(単位:件)

年度別	区分	取扱実人員 (人)	相談内容							判定内容					判定書交付件数						
			更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的 判断	心理学的 判断	機能的 判断	その他	計	更生医療	補装具	身体障害者手帳	障害区分	その他	計
R4	来所	4,004	2,856	1,148	0	0	0	0	0	4,004	4,004	0	0	0	4,004	2,856	1,148	0	0	0	4,004
	巡回	151	0	81	84	0	0	0	0	165	165	0	0	0	165	0	81	84	0	0	165
	計	4,155	2,856	1,229	84	0	0	0	0	4,169	4,169	0	0	0	4,169	2,856	1,229	84	0	0	4,169
R5	来所	3,744	2,550	1,194	0	0	0	0	0	3,744	3,744	0	0	0	3,744	2,550	1,194	0	0	0	3,744
	巡回	223	0	136	104	0	0	0	0	240	240	0	0	0	240	0	136	104	0	0	240
	計	3,967	2,550	1,330	104	0	0	0	0	3,984	3,984	0	0	0	3,984	2,550	1,330	104	0	0	3,984

第40表 障がい者相談センター(旧知的障害者更生相談所)における処理状況(単位:件)

年度別	区分	取扱実人員 (人)	相談内容								判定内容					判定書交付件数				
			施設入所	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的 判断	心理学的 判断	機能的 判断	その他の 判定	計	障害区分	療育手帳	その他	計
R4	来所	317	2	0	1	0	0	0	104	210	317	26	86	86	0	198	0	101	202	303
	巡回	227	0	0	0	0	0	0	227	0	227	56	224	224	0	504	0	224	0	224
	計	544	2	0	1	0	0	0	331	210	544	82	310	310	0	702	0	325	202	527
R5	来所	462	0	0	0	0	0	0	120	342	462	29	104	11	0	144	0	115	333	448
	巡回	197	0	0	0	0	0	0	197	0	197	30	188	12	0	230	0	189	0	189
	計	659	0	0	0	0	0	0	317	342	659	59	292	23	0	374	0	304	333	637

第41表 県立療育福祉センター、医療療育センターの年度別1日平均入所者数

区分	あすなる療育福祉センター				さわらび療育福祉センター				はまなす医療療育センター			
	施設入所		福祉型障害児入所施設		施設入所		福祉型障害児入所施設		肢体不自由児		重症心身障がい児	
	定員	入所者数	定員	入所児童数	定員	入所者数	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数
R元	15	13	6	4	20	18	5	0	42	28	40	28
R2	15	13	6	4	20	19	5	0	42	29	40	28
R3	15	13	6	2	20	19	5	0	42	31	40	26
R4	15	12	6	2	20	19	5	0	42	25	40	25
R5	15	12	6	2	20	19	5	0	42	26	40	26

第42表 視覚障がい者情報センター図書貸出数(利用延べ冊数)

年度	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術・工学	産業	芸術・美術	語学	文学	借受	雑誌	計
R元	34	264	343	372	281	114	14	161	39	3,549	8,130	10,420	23,721
R2	34	286	297	363	405	164	120	190	18	3,690	9,808	9,619	24,994
R3	15	212	192	315	366	200	21	195	111	4,244	9,236	9,650	24,757
R4	27	256	274	404	378	241	59	168	107	3,611	9,279	9,100	23,904
R5	29	228	308	431	334	305	45	205	57	2,928	8,531	8,494	21,895

第43表 視覚障がい者情報センター図書蔵書数

区分	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術・工学	産業	芸術・美術	語学	文学	計
点字図書	タイトル数	86	449	470	824	799	360	109	280	141	4,679
	冊数	358	1,241	1,553	2,376	2,295	709	317	838	551	16,297
録音図書	タイトル数	211	404	474	677	866	263	39	312	83	3,601
	冊数	1,018	1,672	2,370	3,361	3,443	818	143	1,066	297	23,410
CD図書	タイトル数	113	557	640	851	762	262	111	647	99	5,746
	冊数	117	557	640	861	763	266	111	667	99	5,748

## 第7章 障がい福祉課 事業概要

第44表 聴覚障がい者情報センター聴覚障害者用録画物（ビデオ・DVD）貸出数

年度	趣味・教養	記録・報道	教育・教材	映画・ドラマ	健康	子ども・アニメ	文字放送番組	スポーツ	芸能・娯楽	手話	手話付き番組	手話学習用	その他	計
R元	16	17	0	11	0	18	0	0	0	3	0	0	2	67
R2	12	16	11	33	4	12	0	0	1	10	0	12	4	115
R3	21	14	8	53	2	4	0	3	3	28	0	8	14	158
R4	31	102	15	114	8	18	0	0	3	14	0	4	9	318
R5	13	78	23	24	1	12	0	0	1	107	0	9	5	273

第45表 聴覚障がい者情報センター聴覚障害者用録画物（ビデオ・DVD）所有数

	趣味・教養	記録・報道	教育・教材	映画・ドラマ	健康	子ども・アニメ	文字放送番組	スポーツ	芸能・娯楽	手話	手話付き番組	手話学習用	その他	計
本数	310	728	217	797	123	338	0	0	32	82	6	40	79	2,752

第46表 青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館利用者数

年度	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	その他の障害	介護者	福祉関係者	その他	計
R元	1,359	102	174	4,939	1,389	2,289	3,781	14,033
R2	843	76	62	3,974	887	2,143	650	8,635
R3	752	42	48	2,928	477	1,599	168	6,014
R4	785	59	136	3,423	730	1,995	320	7,448
R5	1,434	68	126	3,328	1,003	2,320	1,338	9,617

第47表 障がい福祉関係予算の比較（単位：千円）

	令和6年度 当初予算	令和5年度 当初予算	対前年度比較	
			増減額	増減率(%)
一般会計				
障がい福祉課予算	19,082,733	18,699,545	383,188	2.0%
健康医療福祉部予算額	134,157,198	172,026,717	△ 37,869,519	-22.0%
健康医療福祉部予算額に占める障がい福祉課予算(%)	14.2%	10.9%	—	—
特別会計				
医療療育センター会計	2,127,065	2,019,317	107,748	5.3%